

令和7年3月12日

各位

岐阜県警察との「犯罪被害防止に関する協定」の締結について

八幡信用金庫(理事長 木下節夫 以下「当金庫」)は、岐阜県下 6 信用金庫を会員とする岐阜県信用金庫協会(会長 好岡政宏)と岐阜県警察(本部長 三田豪士)の「犯罪被害防止に関する協定」の締結にあたり、本協定の内容に合意いたしましたので、お知らせいたします。

本協定は、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺およびフィッシング等を手口とする詐欺(以下「特殊詐欺等」といいます。)をはじめとした金融サービスを悪用する犯罪を巡る深刻な情勢に鑑み、これら犯罪被害の防止および金融サービスの不正利用防止を目的とした取組みを推進するために締結したものです。

当金庫は、岐阜県警察と相互の連携をはかり、地域の安全・安心な生活の実現に貢献してまいります。

記

1. 協定の内容

取組事項	・ 特殊詐欺等の被害のおそれがある取引または金融サービスの不正利用のおそれがある取引を認知した場合には、岐阜県警察に対して必要な情報を迅速に提供する。 ・ 特殊詐欺等の犯罪被害防止を推進するため、岐阜県警察と連携体制の構築に向けた具体的協議を進めるなど、適切に対応する。 ・ 特殊詐欺等の被害防止および預金口座の不正利用防止等のために、お客さまへの声掛け、広告物の掲示等による各種広報啓発活動を行う。
情報提供	・ 岐阜県警察からの照会等に基づき、お客さまの財産の保護および安全・安心を確保するために必要と認められる範囲で情報を提供する。 ※他の協定締結金融機関との間において、個人情報を含むお客さまの情報を共有することはありません。 ・ 岐阜県警察は、特殊詐欺等の発生状況や手口等に関する情報について、被害防止および金融サービスの不正利用防止のために必要と認められる範囲において、随時情報を提供する。

2. 締結日

2025年3月12日(水)

以上

【お問合せ先】業務部事務管理：0575－65－3174

